

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 令和2年税制改正①～法人税

Q 昨年12月に令和2年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんですか？

### 解説

今回の税制改正では、5G やベンチャー企業への投資に関する優遇が目立っています。交際費や少額資産の損金算入の特例等の取扱いが延長されたことはうれしい改正です。

#### 1. 5G 投資促進税制の創設

一定の青色申告法人が**5G に関する一定の設備の取得等を行った場合**に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の15%～20%の税額控除ができます。

#### 2. オープンイノベーション税制の創設

一定の法人が一定のベンチャー企業の株式を取得し、その取得した事業年度末まで保有している場合には、**その株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できます**。ただし、取得した株式を**譲渡した場合**や**配当の支払いを受けた場合**などは取り消されますので注意が必要です。

#### 3. 交際費等の特例の延長

**接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の年800万円までの損金算入の特例の適用期限が2年延長され、2022年3月31日まで**となります。

#### 4. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等が取得価額**30万円未満の減価償却資産を取得した場合**に、一事業年度当たり300万円まで**全額損金算入することができる特例**が2022年3月31日まで2年延長されます。ただし、対象法人から従業員の数が500人超の法人は除かれます。

### 要するに…

今回の税制改正は5G への投資やベンチャー企業への投資など日本の現在の課題点を反映させた内容となっています。中小企業者にとっては、交際費の800万円までの特例や30万円未満の少額資産の損金算入の特例などの延長はありがたいですね。このほか、ふるさと納税や連結納税についても一部改正が行われています。